「庄内地域水道事業統合基本計画(案)」に対する意見公募の結果

1 概要

(1)募集期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月24日(火)まで

(2) 意見提出者 3名 意見総数20件

2 いただいたご意見への対応状況

分類	対応状況	意見数	
賛同	素案に対して同趣旨の意見、賛同いただいたもの	0件	
修正	ご意見の趣旨を参考にして案を修正したもの	0件	
参考	今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの	20 件	
合計			

3 意見と意見に対する考え方

- ○ご意見の内容により分類して掲載しております。
- ○ご意見について一部要約等を行っている場合があります。

(1) 今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの

· · · ·	722 - 3021-1 770-100-101-101-101-101-101-101-101-101-		
No	ご意見	分類	ご意見に対する考え方
1	平成の大合併が周辺地域のサービス	参考	人口減少等に伴う給水収益の減少、老朽化し
	低下で過疎化を加速させた例もあるた		た施設の更新需要の増大、職員数の減少など水
	め、広域化については他地域での導入例		道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増してい
	も見ながら、慎重に検討していただきた		ます。
	いです。コストの削減だけが目的である		水道事業の広域化は、水道事業の持続性を確
	ならば、望ましいことではないと思いま		保することにより、将来にわたり安全で安心な
	す。		水道水を安定して供給することを目的としてい
			ます。この目的を達成するため、運営コストの削
			減のみならず、施設更新による耐震化の推進、自
			然災害等への対応力の強化、人材の効率的な活
			用と技術の継承等、広域化による水道事業の経
			営基盤の強化を図ってまいります。
2	全国的に民営化の流れがあることを	参考	民間事業者のノウハウや技術力の活用は、水
	心配しています。自治の規模が小さけれ		道事業を持続するための有効な手段と捉えてお
	ば民意は反映しやすいのですが、広域化		ります。なお、民営化の手法として、水道施設の
	した事業に、万が一民営化の議論が高ま		所有権を地方自治体が有したまま民間事業者に
	ったときに、民営化阻止が難しくなる恐		当該施設の運用を委ねる「コンセッション方式」
	れもあると思います。		がありますが、導入は想定しておりません。
3	御市ホームページの庄内圏域におけ	参考	本計画は鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町と
	る広域化に向けた取り組みでは、統合後		する水平統合についての計画であり、スケジュ
	は垂直水平統合が行われるイメージで		ールについては、水平統合を先行して令和7年

	ナビ 並 運用ナル営事業甘土担亜 (△		10日次人学回去訊売1 人和 0 年 4 日 次市學子
	すが、新・酒田市水道事業基本計画(令		10月に企業団を設立し、令和8年4月に事業を
	和5年6月改定)のP.36のスケジュー		開始する予定です。
	ルにあるとおり、本計画の P.19 に記載		垂直統合については、現在山形県が策定を進
	のあるように垂直統合は県の担当部局		める「庄内圏域水道基盤強化計画」において協議
	(企業局)と協議して、水平統合が先行		を行っております。
	して後に垂直統合を行うスケジュール		
	となるのでしょうか。垂直統合を行う場		
	合は他県の例にあるように企業団の構		
	成団体に山形県が加わることになるの		
	ですか。		
4	第2回庄内広域水道事業統合準備協	参考	用水供給事業に係る管理施設等の維持管理費
	議会資料の【広域化ロードマップ】に、		用については、受水費として構成市町が負担し
	垂直統合 協議中 の項目に用水供給		ているため、事業を引き継いだ場合でも費用は
	事業の引継ぎとありますが、県企業局か		増加しないものとして検討しております。
	ら事業を引き継いだ場合は管理施設が		
	増えて維持管理費用が増加することに		
	なりませんか。このことについても財政		
	シミュレーションで検討されたのです		
	か。		
5	P.3 に「構成市町の協議により、必要	参考	軽微な変更を除き、基本的な方針を見直す必
	に応じて本計画の内容を更新していく		要がある場合は、意見公募の実施を想定してお
	ものとする。」とありますが、更新の度		ります。
	に市民から意見を募集するため、パブリ		
	ックコメント (意見公募手続き) を実施		
	するのでしょうか。		
6	P.3 の図に、鶴岡市水道事業及び下水	参考	お見込みのとおり、鶴岡市に含まれておりま
	道事業の設置等に関する条例の第3条		すが、図では当該事業区域図として示したもの
	にある新潟県村上市の区域(伊呉野の区		です。
	域に限る。)が含まれるものと思料され		
	ますが、図に示されないのでしょうか。		
7	山形県水道広域化プラン(令和5年3	参考	本計画は鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町と
	月)P.1-1 庄内圏域として遊佐町が含ま		する水平統合についての計画となります。遊佐
	れ、P. 7 - 16 に「遊佐町を含めた庄内圏		町との連携については、現在山形県が策定を進
	域全体の広域連携について経済性や費		める「庄内圏域水道基盤強化計画」において協議
	用に現れない効果 (災害協力、研修の共		を行っております。
	同実施等)を含め多角的観点から検討し		
	ていきます」とありますが、庄内圏域の		
	遊佐町との連携を図るのですか。		
8	山形県水道広域化プラン(令和5年3	参考	「山形県水道広域化推進プラン」においては、
	月)P.6-2 ア)にある小牧浄水場は浄水		水平統合のシミュレーションとして遠隔監視機
	機能を停止しても、遠隔監視する拠点と		能を保持する設定としております。

	1 - L666-AV) 1 /17 LH V 1- 2 1 > 1		
	して機能は保持されるのでしょうか。		11 12001 1
9	P.6 のエ) 監査ですが、平成9年の地	参考	外部監査の導入については、今後の検討とな
	方自治法の改正により導入された、外部		ります。
	監査(包括監査及び個別監査)を実施さ		
	れるのでしょうか。		
10	P.8 事務システムの統一ですが、山形	参考	事務系システムの統一については「山形県水
	県水道広域化プラン(令和5年3月)の		道広域化推進プラン」の内容の精査のうえ本計
	P.6-4 の表1事務系システムの統合に		画を策定しております。
	係る経費 (水平統合) にあるシステム名		なお、本計画におけるシステムの詳細は、記載
	と、本計画 P.8の表 3-1 事務システム		されているものが全てとなります。
	の統一及びネットワークの構造スケジ		
	ュールのシステム名が相違しています。		
	本計画のシステムの内容について詳細		
	を示すことはできませんか。		
11	内閣官房情報通信技術(IT)統合準備	参考	ガバメントクラウドについては、「基幹業務以
	室が令和6年2月発出した「地方自治体		外の業務システムのうち、基幹業務に付属又は
	によるガバメントクラウドの活用(案)」		密接に連携する業務システムについては、ガバ
	の P.3 にある自治体の内部事務管理事		メントクラウドに構築することができること」
	務の 50 庶務事務 52 人事給与 53 文		とされており、水道事業は該当しないものと認
	書管理は活用されるのですか。		識しております。
12	他団体の企業団の中で、主な規約に	参考	民間事業者のノウハウや技術力の活用は、水
	「企業団はコンセッション方式への移		道事業を持続するための有効な手段と捉えてお
	行及び民営化」は行わないことを明示し		ります。なお、民営化の手法として、水道施設の
	ている事例がありますが、庄内広域水道		所有権を地方自治体が有したまま民間事業者に
	事業統合準備協議会として、このことは		当該施設の運用を委ねる「コンセッション方式」
	検討されたのですか。		がありますが、導入は想定しておりません。
13	他地域の水道事業統合協議会が示さ	参考	庄内圏域での現状と課題については、「山形県
10	れた事業統合広域化計画では、各水道事		水道広域化推進プラン で検討されていること
	業の現況や施設の位置図や配水系統図		から、本計画には記載しておりません。
	や浄水場、管路施設の状況(給水能力、		
	経年化、耐震化含む)、更新を要する主		
	な設備状況に関する内容を示している		
	ことが多いのですが、本計画では各水道		
	事業の現況と課題を理解することがで		
1 /	きません。	乡 本	44は柱掛けのレイは 往手 第公のギイバナ
14	P.10 ア)給水工事に関する施工基準	参考	地域特性については、積雪・寒冷の差ではな
	の地域特性とは積雪・寒冷の差のことで		く、各市町で使用している資機材の経過措置を
	しょうか。この場合は経過措置ではな		想定しております。
	く、地域特性による施工基準の相違を認		
	める必要があるのではないでしょうか。		
15	P.12 危機管理のイ)緊急時応援協定	参考	緊急時応援協定の項目等については、今後の

	at the Allife Dolomes and Allife Alli		[
	の項目や構成市町との連携を図るため		協議となります。
	協議は現在進めているのでしょうか。企		
	業団となった場合は構成市町の災害対		
	策本部の構成員とはならないとの理解		
	でよろしいですか。		
16	P.17 (2) 施設整備計画及び概算費で	参考	整備する施設や事業の概要については、P.14
	整備する内容や(3)社会資本整備交付		【広域化事業の全体図】及び P.8表 3.1 事務シ
	金(防災・安全交付金事業)の活用で、		ステムの統一及びネットワークの構築スケジュ
	整備する施設の内容を理解できないの		ールに記載しております。
	で、整備する施設や事業の概要を示すこ		
	とは可能ですか。		
17	P.18 (6) 財政シミュレーションで	参考	本計画の計画期間は令和 7 年度~17 年度の
	は、令和37年までの供給単価を示され		11年間としていることから、財政収支計画は令
	ていますが、P.16(1)財政収支計画が		和 17 年度までとしております。
	令和17年まで示されていないため、供		料金の改定時期については、P.9(2)営業業
	給単価が高くなる理由を理解できませ		務 ア)水道料金において「事業開始後直ちに料
	ん。この財政シミュレーションでは水道		 金水準について検討を開始するものとする」と
	料金の改定時期は示さないのですか。こ		しております。
	の財政シミュレーションは、県企業局の		 用水供給事業から浄水を購入している単価に
	用水供給事業の単価をどのように考慮		 ついては、県企業局の試算に基づく設定として
	されていますか。		おります。
18	7月25日の大雨災害の復旧・復興事	参考	財政シミュレーションにおける復旧・復興事
	業で財政シミュレーションに影響はあ		 業の影響は想定しておりません。
	りますか。		
19		参考	企業団に関する情報については、構成市町の
	施設老朽化による更新費用の増大、職員		ホームページや各種広報等により、周知を図っ
	の減少による技術力の低下等、様々な課		てまいります。
	題はあるものの、安心・安全な水道水を		
	供給するため、広報等で本計画の推進や		
	インフラ整備の周知を丁寧にお願いし		
	たい。		
20	口座引落になっている場合は、再度、	参考	現在の水道事業を引き継いで事業統合を行う
	手続きが必要ですか。		ため、改めて手続きを行っていただく必要はあ
			りません。
		<u> </u>	/ A C / U o